

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町2-3-102
 〒310-0015 梅善ビル2・3階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

企業再建を専門とする弁護士がいます。再建は企業だけでなく、そこで働く社員や家族、さらに関係先に勇気と希望を与え、復活の可能性は誰にでもあることを教えてくれます。長女を15歳で亡くし、抜け殻になつた3年を経て、その長女からの魂のメッセージで再び立ち上りました。

NHK「プロフェッショナル」やドラマが反響を呼んだ弁護士村松謙一。彼の信条は、自分の理念、理想、自己犠牲の精神で真摯に他人の幸せのために行動すること。

長女の最期の作文には「いろんな人に愛を分けてあげられたら」と書かれています。

私の書棚より

○細かい枝葉の部分は素早く刈り取り、どの木が一番太くてまっすぐ伸びているのかを見極める力が必要になる。いわゆる「大局観」である。

○一流のスポーツ選手が時に経験するゾーンに入ると、思考や感情ばかりが周囲の景色や音が意識から消失し、圧倒的にハイレベルなパフォーマンスを発揮できる。ボールがゆっくり動いて見えたり、時間感覚がゆがんだりすることがあるとも言われる。

「藤井聰太論」

谷川浩司著 講談社新書

税務アンテナ

□令和4年1月1日以後に行う電子取引データの保存方法が、出力した書面を保存する方法から、電子データをそのまま保存する方法に変更になります。

アマゾンで購入したり、請求書等を電子メールで受領している場合には、取引年月日、取引先、金額のファイル名をつけ、取引ごとにPDF等をサーバ等で保存して、エクセル等で一覧表を作成、さらにタイムスタンプを付与するか、事務処理規程に基づき、適切に管理することが必要になります。

保存要件を満たしていない場合には、青色申告の承認取消となる可能性もありますが、承認取消は必ず行われるものではなく、個々の事情に応じ、合理的裁量により決められます。

□令和3年12月31日までに20歳以上の者がその直系尊属である者から受ける居住用家屋の取得のための金銭の贈与については、質の高い住宅で1,500万円、一般の住宅で1,000万円まで贈与税が課税されません。

また、贈与を受けた年の翌年の3月15日時点で完成していることが原則ですが、棟上げが終わり、建造物と認められる状態であれば、適用されます。

ただし、贈与を受けた年の翌年の12月31日までに入居できない場合には、適用がなくなります。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

12月の税務

スケジュール

10日	○11月分の源泉所得税の納付
31日	○10月の決算法人の確定申告 ○3年4月決算法人の中間申告 (予定申告) ○2年2月、4月、7月決算法人の消費税中間申告 (年末年始につき1月4日)

31日	○12月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき28日)
-----	-------------------------------------

今月の贈る言葉『危機に直面すると、ものごとがよく見えてくる』 by スティーブ・ジョブズ